# 1　相談したいときは



問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　障がい者福祉係　☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
自立支援係　☎0857-30-8218
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## 1 基幹相談支援センター・相談支援事業所

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるように各種サービスの利用などに関する相談に応じます。

### ●鳥取市基幹相談支援センター

開設時間　●月～金　8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市富安二丁目104-2　☎ 0857-22-0678　FAX 0857-24-3321

### ●障がい者支援センター　そよかぜ

開設時間　●月～土　8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市富安二丁目104-2　☎ 0857-22-9511　FAX 0857-22-9501

### ●障害者支援センター　しらはま

開設時間　●月～土　9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市伏野2259-17　☎ 0857-59-6036　FAX 0857-59-2022

### ●相談支援センター　サマーハウス

開設時間　●月～金　9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除く。）
土　9時00分～12時30分（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市湯所町一丁目131　☎ 0857-36-1151　FAX 0857-36-1152

### ●相談支援事業所　アプローズ

開設時間　●月～金　8時40分～17時15分
（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市行徳三丁目901番地9　☎ 0857-30-4635　FAX 0857-30-5754

### ●地域生活支援センター　みんなの家

開設時間　●月～金　9時00分～17時00分
（祝日、年末年始を除く。）
問い合わせ　●鳥取市美萩野二丁目81　☎ 0857-30-7677　FAX 0857-30-7678

### ●指定相談事業所　和貴の郷

**開設時間**　●月～金　8時30分～17時30分
（祝日、お盆（8/11～8/15）、年末年始を除く。）

**問い合わせ**　●鳥取市河原町長瀬61-11　☎ 0858-85-3738　FAX 0858-85-3739

### ●相談支援センター　ゆくり

**開設時間**　●月～金　9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除く。）

**問い合わせ**　●鳥取市相生町二丁目405番地　☎ 0857-20-0222　FAX 0857-20-0222

### ●鳥取介護サービス　相談支援センター

**開設時間**　●月～金　9時00分～18時00分（祝日、年末年始を除く。）

**問い合わせ**　●鳥取市古海707-1　☎ 0857-30-1696　FAX 0857-30-1697

## 2 身体障がい、知的障がい・精神障がいに関する相談

### ●身体障がい者相談員（任期：R3.4/1～ R5.3/31）

※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号／FAX | 主な分野 |
|---|---|---|---|
| 小林（こばやし）　文一（ぶんいち） | 面影一丁目 | FAX 0857-29-2839 | 聴覚 |
| 米原（よねはら）　喜美恵（きみえ） | 浜坂一丁目 | FAX 0857-27-5410 | 聴覚 |
| 前田（まえた）　洋一（よういち） | 吉方温泉一丁目 | 0857-26-6781 | 肢体 |
| 山﨑（やまさき）　建治（けんじ） | 桜谷 | 0857-26-5128 | 肢体 |
| 安養寺（あんようじ）　立志（たてし） | 河原町布袋 | 0858-85-0238（FAX 兼用） | 肢体 |
| 中村（なかむら）　憲一（けんいち） | 河原町佐貫 | FAX 0858-85-1622 | 聴覚 |
| 山根（やまね）　裕（ゆたか） | 用瀬町安蔵 | 0858-87-3011 | 肢体 |
| 岸田（きしだ）　鉄男（てつお） | 佐治町加瀬木 | 0858-88-0575 | 聴覚 |
| 西山（にしやま）　満（みつる） | 気高町勝見 | 0857-82-0817 | 内部 |
| 吉田（よしだ）　幸司（こうじ） | 気高町宝木 | 0857-82-0483 | 内部 |

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号／FAX | 主な分野 |
|---|---|---|---|
| 勝川（かつかわ）　一寿（かずとし） | 青谷町紙屋 | 0857-87-0326<br>090-2009-2408 | 肢体 |
| 金築（かねつき）　衛（まもる） | 鹿野町今市 | 0857-84-3106 | 肢体 |
| 山本（やまもと）　一登（かずと） | 湖山町東五丁目 | 0857-28-5561<br>FAX 0857-30-2727〔腎友会〕 | 腎臓病 |
| 奥田（おくだ）　春寿（はるとし） | 徳尾 | 090-1013-3330 | 人工肛門<br>人工膀胱 |
| 野田（のだ）　昭和（あきかず） | 河原町 | 090-4144-0485 | 頸椎損傷 |

## ●知的障がい者相談員（任期：R3.4/1～ R5.3/31）

※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 大谷（おおたに）　喜博（よしひろ） | 田園町一丁目 | 0857-24-1226 |
| 日下部（くさかべ）　孝雄（たかお） | 田園町一丁目 | 0857-21-3636 |
| 田中（たなか）　啓子（けいこ） | 江崎町 | 0857-23-8877 |
| 山本（やまもと）　誠代（まさよ） | 田島 | 0857-21-7104 |
| 小林（こばやし）　三千代（みちよ） | 国府町宮下 | 0857-29-8747 |
| 西村（にしむら）　恵（めぐみ） | 用瀬町赤波 | 0858-87-2468 |
| 徳田（とくだ）　成美（なるみ） | 気高町下原 | 0857-82-0162 |

## ●精神障がい者相談員（任期：R3.4/1～ R5.3/31）

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 | 相談日 |
|---|---|---|---|
| 市谷（いちたに）　貴志子（きしこ） | 相生町 | 080-3892-1821 | 毎週月・木18時～20時 |
| 田渕（たぶち）　眞司（しんじ） | 用瀬町 | 090-3636-8761 | 毎週火・金18時～20時 |

## 3 精神保健に関する相談

心の健康、精神疾患、精神障がいなどの相談に応じます。（61ページをご覧ください。）

## 4 障がい者虐待に関する相談

平日（８時30分～17時15分）

鳥取市障がい者虐待防止センター

☎ 0857-20-3479　FAX 0857-20-3907

障がい福祉課

☎ 0857-30-8217、☎ 0857-30-8218　FAX 0857-20-3907

休日（24時間）及び平日の夜間（17時15分～翌日８時30分）

市役所休日夜間当直

☎ 0857-22-8111

※休日や平日の夜間に電話された方には、折り返し、障がい福祉課の担当者からご連絡します。

## 5 障がい者差別に関する相談

平日（８時30分～17時15分）

障がい福祉課

☎ 0857-30-8217、☎ 0857-30-8218　FAX 0857-20-3907

中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241　FAX 0857-24-8067

# 2　障がい者手帳の交付を受けたいときは



問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　障がい者福祉係　☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## 1 身体障害者手帳の交付

本人又は保護者の申請により、障がいの程度に応じ身体障害者手帳が交付されます。

障がいの種類は、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、内部障がいなどで、障がいの等級は１～６級となっています。

**対象者**
- 身体に障がいのある人

**必要書類**
- 指定医の診断書、写真、個人番号がわかるもの、本人確認できるもの（本人確認書類は、写真付きのものは１点、写真付きでないものは２点必要です。）

※写真の大きさは横３㎝×縦４㎝、無帽で正面を向いたもので、上半身、１年以内に撮影したものです。ポラロイド写真は使用できません。

※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（本人確認書類は、写真付きのものは１点、写真付きでないものは２点必要です。）

## 2 療育手帳の交付

本人又は保護者の申請により知的障がいのある人に療育手帳が交付されます。障がいの程度に応じてＡ（重度）、Ｂ（中軽度）の区分があります。なお、申請後に鳥取県知的障がい者更生相談所又は児童相談所で判定を行います。

**対象者**
- 知的障がいのある人及び知的発達に遅滞が認められる児童

**必要書類**
- 写真（上記に同じ。）、本人確認できるもの（上記に同じ。）、個人番号がわかるもの

※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（上記に同じ。）

## 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

本人又は保護者の申請により、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの等級は１～３級です。

**対象者**
- 精神障がいのある人

**必要書類**
- 医師の診断書又は障害年金の証書、写真（上記に同じ。）

# 3　障がいのある人のための福祉サービス

問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　自立支援係　☎0857-30-8218
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## 1 訪問系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。
また、支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です（障がいのある児童を除く。）。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅での、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（身体介護）<br>掃除、調理、買物等の家事、通院の介助を行います。（家事援助、通院等介助、通院等乗降介助） |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり、かつ、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。 |
| 行動援護 | 知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

## 2 日中活動系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 短期入所（福祉型） | 自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| 短期入所（医療型） | 自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、医療機関で、医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |

## 3 日中活動系サービス（訓練等給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的障がい又は精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援（A型） | 一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援（B型） | 年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労定着支援 | 一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業、自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図ります。 |

## 4 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| 施設入所支援 | 夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 |

## 5 障害児通所給付

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行います。 |
| 障がい児相談支援 | 障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。 |

## 6 地域相談支援給付

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

| 名　称 | サービスの内容 |
|---|---|
| 計画相談支援 | 心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などの、地域移行に関する相談その他の必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態等の相談その他必要な支援を行います。 |

## 7 地域活動支援センター

創作的活動や社会との交流促進などの機会の提供を行うとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。

**問い合わせ** ●サマーハウス　鳥取市湯所町一丁目131　☎ 0857-36-1151

## 8 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

**対　象　者**　●訪問入浴によらなければ入浴が困難な在宅の身体障がいのある人

## 9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中の活動の場を確保し、障がいのある人を介護されている人の就労支援および一時的な休息の提供を行います。

**対　象　者**　●日中に介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と本市が認めた障がいのある人

## 10 施設入所障がい児者在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者等が、盆や正月などに一時帰宅した際に、必要となる在宅サービスを利用できるよう、その在宅生活に必要な支援を行います。

## 11 障害支援区分の認定について

介護給付、訓練等給付のサービスの支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です。（障がいのある児童を除く。）

**障がいのある人（サービスの利用が必要になったら）**

↓ 申請

**障がい福祉課又は各総合支所市民福祉課**

**医師意見書**
市役所から主治医に障がいの状況などに関する意見書の作成を依頼します。

**認定調査**　※児童を除く。
市役所の職員又は市が委託した相談支援事業所の調査員が、障がいある人の心身の状況を判定するため、80項目の調査を行います。

↓

**障害支援区分の一次判定**
認定調査の結果をもとに全国共通の基準により判定を行います。

↓

**二次判定（市町村審査会）**
障がい福祉の専門家で構成される審査会で、一次判定結果や医師意見書などにより、障害支援区分の審査・判定が行われます。

↓

**障害支援区分の認定**
非該当・区分１～６の認定が行われます。障害支援区分により利用できるサービスが異なります。

↓

**勘案事項調査**
社会活動や介護者、居住などの状況について調査を行います。（上記の認定調査と併せて調査する場合があります。）

↓

**サービスの利用意向の聴取**
サービスの利用意向をお聞きします。（上記の認定調査と併せて聴取する場合があります。）

↓

**サービス等利用計画案の提出**

↓

**支給決定**
介護給付は、支給決定基準をもとに支給決定を行います。（支給決定案が支給決定基準と乖離している場合は、審査会の意見を聴いたうえで支給決定を行います。）

↓

**サービスの利用**　※利用にあたっては、サービス事業者との契約が必要となります。

※↓は介護給付・訓練等給付共通、↓は介護給付のみ

## 12 利用者負担

サービスの量と所得に応じた負担の仕組み（１割の定率負担。ただし、所得に応じた月額上限の設定があります。）となります。また、この定率負担と食費・光熱水費等の実費負担のそれぞれに、市民税が非課税の人に配慮した軽減策が講じられます。

また、自立支援給付と地域生活支援事業を同じ月に利用された人は、利用者負担が軽減される場合があります。

# 4　福祉用具、日常生活用具の支給等について



問い合わせ　障がい福祉課（本庁舎）　自立支援係　☎0857-30-8218
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## ●補装具費の支給

身体の障がいを補うための義肢、車椅子、補聴器などの補装具の購入・借受け・修理に必要な費用（補装具費）の支給を行います。

**対象者**
- 身体障害者手帳を持ち、かつ、補装具費の支給が必要と認められる人

※購入、修理した後の申請や、労災、介護保険など別制度で支給が受けられる場合などは、助成が受けられません。

**費用**
- １割負担となります。ただし、世帯員の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

## ●日常生活用具の給付

障がいのある人の日常生活を便利にするため、日常生活用具の給付を行います。

**対象者**
- 心身障がいのある人（種目ごとに障がいの種類、程度、年齢などについて制限があります。）

**給付品目**
- 視覚障がい（盲人用時計、拡大読書器など）
- 聴覚障がい（FAX、屋内信号装置など）
- 肢体不自由（特殊ベッド、入浴補助用具など）
- ぼうこう・直腸機能障がい（ストマ用装具）
- 知的障がい（頭部保護帽、火災警報器など）
- 脳原性運動機能障がい（紙おむつなど）

**費用**
- １割負担となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

## ●聴覚障がい児補聴器購入助成事業

補聴器の装用により言語の獲得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用等の一部を助成します。

**対象者**
- 身体障害者手帳の交付対象とならない４分法平均聴力が30デシベル以上難聴児（18歳に到達する日以降の最初の３月31日まで）

**費用**
- ３分の１負担となります。ただし、所得に応じて助成対象外となる場合があります。

# 5　医療助成について

問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　自立支援係　☎0857-30-8218
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、障がい者医療費助成などがあります。
（詳しくは、69ページをご覧ください。）

# 6　社会参加の推進のために

問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　自立支援係　☎0857-30-8218
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## 1 コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある人の事務手続き等に対応するため、障がい福祉課及び市社会福祉協議会並びに鳥取県東部聴覚障がい者センター内に手話通訳者を設置しています。

また、家庭や社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を行っています。

**対象者**　●聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人

**費用**　●無料

**申し込み**　●手話通訳者及び要約筆記者の派遣の申し込みは、
鳥取県東部聴覚障がい者センター
☎ 0857-32-6070　FAX 0857-32-6071

## 2 電話リレーサービス事業

聴覚障がいのある人が個々に所有するファクシミリ又は通信機器のメールアドレスに、電話リレーサービスシステムを利用し、定期的に市報、福祉情報、各地区の行事等をわかりやすく発信しています。

**対象者**　●聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人

**費用**　●無料

**申し込み**　●鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）
☎ 0857-27-3338　FAX 0857-24-3022

## 3 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行います。

**対象者** ●障がいのある人で、外出時に移動の支援が必要と本市が認めた人

## 4 自動車改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人が所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置などの改造費の一部を助成します（本人の所得により制限があります。）。

**対象者** ●上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある人

**助成額** ●10万円を上限とします。

**その他** ●改造前に申請が必要です。

## 5 福祉車両購入・改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人又はその介護者が運転する自動車のリフトアップシートなどの装置のある車両の購入又は改造費の一部を助成します（本人と介護者の世帯全員の所得により制限があります。）。

**対象者** ●下肢、体幹、脳原性移動機能障がい１級又は２級の障がいのある人

**助成額** ●改造部経費の２／３以内で10万円を上限とします。

**その他** ●購入又は改造前に申請が必要です。

## 6 重度障がい者（児）タクシー料金助成

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人は、乗車時に手帳を提示されると、メーター表示額の10%の割引が受けられます。

さらに、重度の心身障がいのある人で所得税及び市民税が非課税の人に対して、社会参加を支援するため、タクシー料金の一部を助成しています。

**対象者** ●身体障害者手帳１・２級、総合判定「A」の療育手帳を所持する人又は写真の添付してある精神障害者保健福祉手帳１級で所得税及び市民税が非課税の人

**交付枚数** ●月４枚

**助成金額** ●１枚あたり初乗り運賃相当額（限度額650円）

## 7 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音声訳された市報を提供します。

# 7　その他の事業について

問い合わせ
障がい福祉課（本庁舎）　障がい者福祉係　☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

## 1 障がい者住宅整備資金の貸付

在宅の心身障がいのある人のために住宅を増改築するための資金を貸し付けします。

**対象者**
- 障がいのある人（身体障害者手帳１～４級を所持する人又は療育手帳を所持しており、かつ、総合判定「Ａ」に該当する人）又は障がいのある人と同居している親族で満60歳未満の人

**対象工事**
- 障がいのある人の専用居室、浴室、台所、便所、廊下の増改築

**貸付金額**
- 50万～250万円

**貸付利率等**
- 元利均等半年賦償還、年利3.5%以内（貸付時の財政融資資金の利率に応じて決定します。）

**償還期間**
- 10年以内（貸付額に応じて変わります。）

**その他**
- 連帯保証人が２人必要です。
- 工事着工前に申請が必要です。

※障がいのある人が60歳以上の場合は、「高齢者住宅整備資金の貸付」の対象となります。（20ページをご覧ください。）

## 2 法定後見人の市長申立

法定後見制度の利用が必要な人で、本人及び親族による申立ができない場合は、市長による法定後見の開始申立ができます。

**対象者**
- 判断が十分でない見守りのない障がい者で、申立てを行う人がいない人

**自己負担**
- 申立費用や選任された後見人などの報酬（資力に応じ費用の一部又は全部が助成されます。）

## 3 成年後見制度の利用支援

市長申立以外でも、申立費用や選任された成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に申立費用や報酬の一部又は全部を助成します。

## 4 入院時付添依頼助成事業

常時の付添いが必要な重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付添いの一時的な代替を依頼する費用を助成します。

**対象者** ●重症心身障がい児者等

**対象経費** ●付添依頼に要する経費（1,600円 / 時間、対象者１人あたり120時間 / 年が上限）。付添い者に資格等の制限があります。

**助成金額** ●対象経費の３分の２

## 5 家庭内排痰補助装置助成事業

神経・筋疾患又は脊髄損傷若しくは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児者に対して、排痰補助装置の貸与に要する経費の一部を助成します。

**対象者** ●次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者

- ㋐ 神経・筋疾患
- ㋑ 脊髄損傷又は脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全

**対象経費** ●排痰補助装置のリース料（23,100円 / 月を上限）

**助成金額** ●対象経費の３分の２

## 6 エアーマットレスレンタル助成事業

常時介助により体位変換を要する方が使用するエアーマットレス（体位変換機能付きを含む。）レンタル料の一部を助成します。

**対象者** ●先天性疾患（脳原性麻痺など）、神経・筋疾患又は後天性疾患に起因する全身性運動機能障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受け、在宅で生活されている人

**対象経費** ●レンタル料（10,000円 / 月を上限）

**助成金額** ●対象経費の３分の２

## 7 その他

ＪＲ・バスなど交通機関の割引、税の免除、ＮＨＫ放送受信料の減免、県立・市立の施設の利用料の減免、ハートフル駐車場利用証、ヘルプマークの発行、各種障がい者スポーツ大会への参加支援などがあります。

# 8　手当・年金等について

| 問い合わせ | | | |
|---|---|---|---|
| 手当に関するものは | 障がい福祉課 | 障がい者福祉係 | ☎0857-30-8217 |
| | | | ☎0857-30-8454 |
| 年金に関するものは | 保険年金課 | 年金係 | ☎0857-30-8224 |

## 1　特別障害者手当

重度の障がいが重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対して支給します（施設入所中や３カ月以上入院している人は、該当しません。また、所得制限があります。）。

**対象者**　●20歳以上の重度障がいのある人

## 2　障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする児童に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

**対象者**　●20歳未満の重度障がいのある児童

## 3　特別児童扶養手当

日常生活において介護を必要とする障がいのある児童を養育されている人に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

**対象者**　●20歳未満の障がいのある児童を養育されている人

## 4　心身障害者扶養共済

障がいのある人又は障がいのある児童を扶養している人に一定額の掛金を負担していただくことにより、加入された人が死亡又は重度障がいとなった場合に、扶養されていた障がいのある人又は障がいのある児童に年金が支給されます。

**加入要件**　●１～３級の身体障害者手帳を所持する人、知的障がい・精神障がいのある人（児童を含む。）を扶養している65歳未満で健康な人

**加入口数**　●２口まで加入できます。

**掛金月額**　●１口につき9,300円～23,300円まで年齢によって異なります。

**年金月額**　●１口につき20,000円

**助成**　●掛金の10分の５～10分の１を助成します。

## 5 外国人障害者福祉手当

国民年金が支給されないなど、低所得の外国人障がい者に対し、福祉手当を支給します。

**対象者**
- 昭和37年１月１日以前に生まれ、昭和57年１月１日以前に国内に外国人登録をし、本市に居住する次の条件を満たす人。ただし、外国人高齢者福祉手当（17ページをご覧ください。）の支給を受ける人には、支給されません。
  - ア 生活保護を受けていない人
  - イ 第一種社会福祉事業の施設に入所していない人
  - ウ 公的年金などの受給年額が30万円以下又は受給していない人
  - エ 国民年金法第30条第１項に規定する初診日が昭和57年１月１日前にある障がいで、その障がいの程度が同条第２項に規定する１級又は２級の障がい者である人

**支給額**
- 25,000円／月（公的年金などの受給者は、年金月額を差し引いた額）

**その他**
- 本人、配偶者、扶養義務者の所得額などにより支給されない場合があります。

## 6 障害基礎年金

国民年金の加入中（60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給を開始していない国内在住の人を含む。）に初診がある病気やけがにより国民年金の障害等級の１級又は２級に該当し、納付要件を満たしているときに支給されます。

20歳に達する前に初診日がある障がいについては、20歳に達したとき、国民年金の障害等級の１級又は２級に認定されれば受けられます。

※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

## 7 障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって、障害等級の１級、２級又は３級のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

**問い合わせ**
- 鳥取年金事務所　☎ 0857-27-8311

# 9　障害者福祉センター（さわやか会館）について

## ●本市の在宅障がい者福祉の拠点施設

**場　　所**　●鳥取市富安二丁目96

| | |
|---|---|
| 3　階 | ＊多目的室　＊研修室　生活訓練室　障害児（者）デイサービス室 |
| 2　階 | ＊調理実習室　創作室　機能訓練室　デイルーム　介護実習室　特殊浴室 |
| 1　階 | 事務所　浴室　リハビリプール（全長15m、幅７m） |

（1）＊印の多目的室などは、有料で一般利用できます。
（2）生活訓練室などでは、介護や訓練などの給付に基づく事業が行われている場合があります。これらのサービスを利用される場合は、障害者総合支援法に基づく手続き・利用者負担が必要となります。
（3）リハビリプールは、障がい者等(無料)と65歳以上の高齢者(有料)が利用できます。ただし、利用できる日が決められています。

**問い合わせ**　●障害者福祉センター（さわやか会館）　☎ 0857-27-3338

# 10　鳥取市障がい者福祉週間等について

**問い合わせ**　障がい福祉課(本庁舎)　障がい者福祉係　☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

## 1　鳥取市障がい者福祉週間

障がいのある人の社会参加の促進と、障がいや障がいのある人への理解と関心を深めるため、毎年５月23日～29日を鳥取市障がい者週間と定め、イベントや道路、公共施設などの施設点検事業を行っています。

## 2　福祉の店

障がいのある人の製作品の常設販売店として「福祉の店」が運営されています。

●福祉の店「レインボウ」（喫茶・軽食コーナーを併設しています。）
鳥取市富安二丁目138-4　鳥取市役所駅南庁舎１階　☎ 0857-20-3865

●福祉の店「ユーカリ」
鳥取市幸町71　鳥取市役所市民交流棟１階　☎ 0857-22-1765

なお、障害福祉サービス事業所などでの製作品は、障害者福祉センター（さわやか会館）などでも販売しています。各種行事の記念品などにご利用ください。